

阿蘇市介護予防・日常生活支援サービス事業の内容

種 類	事業の種類	事業内容	対象者	算定単位
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問型サービスA 訪問介護員による身体介護及び生活援助 ・要支援1又は要支援2は週2回まで ・要支援2のうち保険者が必要と認めた場合週3回まで	要支援者のうち高齢独居又は高齢者のみの世帯等であって ・身体介護を必要とする者 ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等	266単位/ 週1回まで 270単位/ 週2回まで 285単位/ 週3回まで
		訪問型サービスA (生活援助型訪問サービス) 緩和した基準によるサービス ・要支援1又は要支援2は週2回まで ・要支援2のうち保険者が必要と認めた場合週3回まで	要支援者のうち、高齢独居又は高齢者のみの世帯等であって生活援助のみを必要とする者	1回につき 181単位
	通所型サービス (第1号通所事業)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) 生活機能向上のための機能訓練を行うミニデイ、運動、レクリエーション等 ・頻度：週1回、期間：概ね6か月	要支援者又は事業対象者 ・通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで改善、維持が見込まれるケース	1回につき 350単位
		通所型サービスC (短期集中予防サービス) (元気はつらつ教室) 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等 ・頻度：週1回、期間：4～6か月	要支援者又は事業対象者 ・運動機能向上 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・膝痛、腰痛対策 ・閉じこもり予防、支援 ・認知機能の低下予防、支援 ・認知機能の低下予防、支援 ・うつ予防、支援 ・ADL、IADLの改善等が必要なケース	1回につき 364単位
	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメントA 原則的なケアマネジメント ・ケアプラン作成、サービス担当者会議及びモニタリングを実施	訪問型サービスC・通所型サービスCを利用する者	1月につき 430単位
		介護予防ケアマネジメントB 簡略化した介護予防ケアマネジメント ・ケアプラン作成及びサービス担当者会議を実施 ・モニタリングを適宜実施	訪問型サービスA・通所型サービスAを利用する者	1月につき 350単位
	介護予防ケアマネジメントC 初回のみ実施する介護予防ケアマネジメント ・ケアプラン作成及びサービス担当者会議を実施 ・モニタリングを適宜実施	訪問型サービスB・通所型サービスBを利用する者	1月につき 210単位	